

新型コロナウイルスの影響による

休業や失業により生活資金にお悩みの皆様へ

まずは社会福祉協議会にご相談ください！

i 特例貸付

11月末日まで

主に休業者向け

緊急小口資金

緊急・一時的に生活維持が困難となった場合、少額の費用の貸付を行います。

◆対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急・一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

◆貸付上限額 **20**万円以内

※条件により10万円以内の場合があります。

◆据置期間 1年以内

◆償還期限 2年以内

※無利子・保証人不要

主に失業者向け

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

◆対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

◆貸付上限額

2人以上 月**20**万円以内

単身 月**15**万円以内

(貸付期間 原則**3**月以内)

◆据置期間 1年以内

◆償還期限 10年以内

※無利子・保証人不要

i 緊急生活支援金 (現金給付)

薩摩川内市独自

原則として **緊急小口資金** の貸付を受けられた方
総合支援資金

最大 **10**万円を支給

※貸付額相当額が上限



薩摩川内市社会福祉協議会

〒895-0005 薩摩川内市永利町4-107番地

本所 生活支援課 ☎ 0996-29-5589 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日を除く)

樋脇支所 ☎ 0996-38-1166

入来支所 ☎ 0996-44-3731

東郷支所 ☎ 0996-42-1872

祁答院支所 ☎ 0996-55-1610

上甑支所 ☎ 09969-3-2880

下甑支所 ☎ 09969-5-1510